

大学生への給付制奨学金制度の拡充を求める意見書

文部科学省の2015年度「学校基本調査」によれば、高等教育機関（大学・短大・高専・専修学校）への進学率は8割に達している（過年度高卒者等を含む）。その約半数が貸与制奨学金を利用し、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業している。

2017年度から大学生への「給付型奨学金」が一部始まったが、対象者が限定され、給付額も低く抑えられ、決して十分なものとは言えないものである。

奨学金は給付が基本であり、貸与の奨学金は「教育ローン」と同じである。日本政府が2012年9月に留保撤回した国際人権規約が求める無償教育を実現するためにも給付制奨学金の充実こそ必要である。

そして、2018年度から住民税非課税世帯、一学年2万人を対象に、月2～4万円を給付する「給付型奨学金」制度が創設された。2017年度は「特に経済的に厳しい状況にある学生を対象に、一部先行して実施する」ことが予算措置されたが、その数は2,800人とあまりにも少ない数に抑えられている。給付制の奨学金が始まることは前進であるが、OECD諸国と比べて決して十分なものとは言えない。さらに前進させ、高校生等が経済的理由により進学をあきらめることがないように、給付制奨学金制度の拡充が求められている。

日本の「教育機関への公財政支出の対GDP比（2014年度）」は3.2%でOECD諸国35カ国中、下から2番目の低さとなっている。段階的にOECD平均並みの4.5%まで引き上げて行けば就学前から大学まで教育の無償化を進めることが可能となる。一日も早く、公私ともに高校・大学の無償化を前進させ、社会全体で高校生・大学生の学びを支えることが強く求められている。

以上の趣旨から、下記事項について地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 国は教育予算を増やして、大学生に対する給付制奨学金制度を拡充すること。

平成29年6月20日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
文部科学大臣	松	野	博	一	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	高	市	早	苗	様
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	伊	達	忠	一	様

福島県二本松市議会議長 野地 久夫